

平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

選挙長

奈良県大和高田市日之出西本町五番一〇号
選挙長職務代理者

奈良県奈良市須川町一八九番地

寺田重量

白井皓喜

奈良県選挙管理委員会告示第百四号

平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四条)の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

金三、三三六、六〇〇円

奈良県選挙管理委員会告示第百五号

平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙において使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

備考

こうほしや しめい 候補者 氏名	奈良県 知事 選挙 投票	奈良県選挙管理委員会印
● 注 意		
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		

二 暈字用投票用紙

一 ルに公職選挙施行令別表第二に定められた点字により「ちじ」と表示したもの
を貼付する。

奈良県選挙管理委員会告示第百六号
平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における選挙運動のために頒布することが
できる公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四条)第百四十二条第一項第三号のビラには
なければならない証紙の様式を、次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

平成19年執行 奈良県知事選挙 選挙運動用ビラ 番号 奈良県選管

備考 規格
紙質 19mm×13mm
55kgタック紙

奈良県選挙管理委員会告示第百七号

平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における政治活動用ポスターに貼付すべき
証紙の様式を、次のとおり定める。

平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会

奈良県選挙管理委員会告示第百九号
平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における候補者の政見放送の順序を定める
くじを行う日時及び場所を、次とのおり定める。
平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

奈良県選挙管理委員会告示第百八号
平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における選挙人報の掲載順序を定めるくじ
を行う日時及び場所を、次とのおり定める。
平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

奈良県選挙管理委員会告示第百八号

平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における選挙人報の掲載順序を定めるくじ
を行う日時及び場所を、次とのおり定める。

平成19年執行 奈良県知事選挙 政治活動



奈良県選挙管理委員会

[備考] 規格 35mm×25mm
紙質 45kg 特殊加工紙

委員長 白井皓喜

一日時 平成十九年三月二十二日 午後七時
二場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第五会議室

奈良県選挙管理委員会告示第百十号
平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、次のと
おり定める。
平成十九年三月二十二日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

一場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室
二日時 平成十九年四月十日 午後一時

選挙長告示

奈良県知事選挙選挙長告示第一号

平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所におい
て取扱う。

平成十九年三月二十二日

奈良県知事選挙選挙長 白井皓喜

奈良県知事選挙選挙長告示第一号
平成十九年三月二十二日
奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
第一会議室
平成十九年三月二十三日以降
奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階
奈良県選挙管理委員会事務局(市町村課内)

奈良県選挙管理委員会告示第一号
平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における選挙長の公印を、次とのおり定め
る。

平成十九年三月二十二日

奈良県知事選挙選挙長 白井皓喜



【定価】

一か月 三千四百五十円

一部売り

一枚につき四十五円（共に、送料別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 ○七四三一三一一〇一〇代

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条東町九一八
電話 ○七四三一三五一七三三〇代

本誌は再生紙を使用しています。